

いじみの分校の医療的ケアについて

医療的ケア検討委員会

◎医療的ケアとは

学校において、治療を目的とするのではなく、健康状態の維持・改善のために必要とする医療的な行為で、医師の指導の下で保護者が日常的に家庭で行っている行為をいいます。新潟県では、平成16年度より学校看護師制度が始まり、それまでは保護者が学校に付き添ったり待機したりして行っていた医療的ケアを学校看護師が行うようになりました。

◎学校でできる医療的ケアの内容は、

- ①保護者の申請があり、
- ②主治医が承認し、
- ③校内の医療的ケア検討委員会の協議を経て、
- ④学校で実施可能と校長が認めた特定行為 となっています。

*主な特定行為は^{かくたんきゅういん}喀痰吸引 ・^{けいかんえいよう}経管栄養 ・^{どうによ}導尿 などです。



◎医療的ケアの対象者は、

- ①保護者から医療的ケア実施の申請があり、
- ②主治医が学校での医療的ケアの実施を認めて、
- ③校内の医療的ケア検討委員会での協議を経て、校長が実施を認めた児童生徒です。

◎医療的ケアを行うのは、

①学校看護師

看護師資格をもつ非常勤の嘱託職員です。

②認定教員（保護者から申請があった場合）

基本研修や実地研修を受けて合格し、県知事の認定を受けた教員で、学校看護師の指示でケアを行います。

ただし、認定教員ができるケアは、喀痰吸引と経管栄養に制限されているので、学校看護師と同じ特定行為はできません。お子さんに認定教員がケアをするためには、医療的ケアの手続きとは別に、保護者の申請と主治医の指示書が必要になります。

◎校外学習について

学校看護師が校外学習に同行してケアを行います。ただし、医療的ケアを始めてから最初の校外学習には保護者に同行していただき、保護者立ち会いのもと学校看護師がケアを行います。

◎修学旅行や宿泊学習について

宿泊を伴う行事には、学校看護師が同行できないため、保護者に同行していただきケアをお願いしています。

◎医療的ケア検討委員会について

当校では、校内で安全に医療的ケアを実施するため、校長・教頭・教務主任・養護教諭・学校看護師・学部主事・医療的ケア対象児童生徒担任等をメンバーとする「医療的ケア検討委員会」を設置しています。月1回開催する委員会では、①医療的ケア実施の適否・経過の確認 ②医療的ケア対象児童生徒の情報交換や対策 ③医療手ケアの実施要項、手続き ④校外学習、宿泊学習、修学旅行の医療的ケアの計画 ⑤ヒヤリ・ハット事例の分析と対応策などを検討しています。

◎手続きについて

医療的ケアの実施を希望する場合は、所定の用紙や手続きに従い、主治医からの指示書や校内の医療的ケア検討委員会での協議などが必要となります。医療的ケアは、前年度と同じ内容で更新する場合でも、書類(保護者の申請書や主治医の指示書など)は、毎年提出していただくことになっています。

《手続きの主な流れ》

保護者の申請→医療的ケア検討委員会→医師の指示書→医療的ケア検討委員会→学校長の承認 *保護者の申請や主治医の承認があっても、検討委員会で協議の上、校内で安全にケアを行うことが難しいと判断したときには、承認されないこともあります。

◎医療的ケアの引継ぎについて

校内で医療的ケアを始めるときには、保護者から学校看護師への引継ぎが必要です。引継ぎの日数は、ケアの内容やお子さんの健康状態を考慮して、保護者と相談して決めます。引継ぎ期間中は、保護者の立ち会いのもと、学校看護師がケアを実施します。吸引回数が多いなど随時ケアが必要な場合やケアの内容、児童生徒の体調によっては学校内に待機をお願いしたり、引継ぎ期間を延長したりする場合があります。

◎新入生の医療的ケア開始の時期について

新入生は、新しい環境に慣れることが何より大切です。そこで、新入生の医療的ケア開始の時期は、入学後の学校生活の様子をみながら、保護者と学校(学級担任・学校看護師)で相談して決めています。児童生徒本人はもちろん、保護者にとっても学校にとっても、安全安心に医療的ケアを行うため、ご協力をお願いします。

◎ケア物品について

ケアに必要な物品はすべて家庭で用意していただき、記名をお願いしています。



医療的ケアに関するお問い合わせ

県立新発田竹俣特別支援学校いじみの分校

教頭 佐久間 知之

TEL 0254 (24) 7328